『神埼市の防災計画』

＝神埼市地域防災計画概要版＝

佐賀県神埼市

◆ はじめに

■ 災害から市民の生命と財産、市土を守る

近年においては、異常気象や大型台風の襲来、突発的な大雨や地震の発生等、予期せぬ災害が多く発生しています。

そのため、国をはじめ佐賀県では防災に関する対策や措置等の見直しが行われており、神埼市においても、防災に関する様々な策定や対策を図り、市民の生命と財産の保全に努めています。

本書については、災害対策基本法で定められる『神埼市地域防災計画』の主な事項について、解説を行い、市民の方々等に神埼市の防災計画を理解して頂くと共に、災害と防災に対する知識を向上させ、啓蒙活動に役立てることを目的に本書を作成しました。

■ 本書の構成

1．共　通　編

(1) 地域防災計画の構成 ……P 2

(2) 地域防災計画の目的とそれに関わる防災関係機関当の役割 ……P 3

2．災害予防対策編

(1) 防災思想・知識の普及 ……P 5

(2) 自主防災組織の取組 ……P 5

3．災害応急対策編

(1) 市の活動体制・組織 ……P 6

(2) 情報の伝達方法 ……P9

(3) 避難活動の実施方法 ……P10

(4) 医療・救護体制の計画 ……P16

(5) 食料・生活必要品等の調達供給計画 ……P18

(6) 災害時要援護者等に対する援護計画 ……P18

(7) 他市町等への応援要請に関する計画 ……P19

(8) ボランティア活動計画 ……P19

(9) ライフライン等公益施設の応急復旧計画 ……P19

4．資　料　編

■ 神埼市地域防災計画の構成

神埼市の防災と災害応急措置等の基盤となる『地域防災計画』は以下の構成により作成しています。なお、第２編～第４編までの各災害対策については、それぞれに災害予防対策計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画を策定し、災害種別ごとに対策を講じ円滑な活動が実施できるよう努めています。

◎神埼市地域防災計画の構成

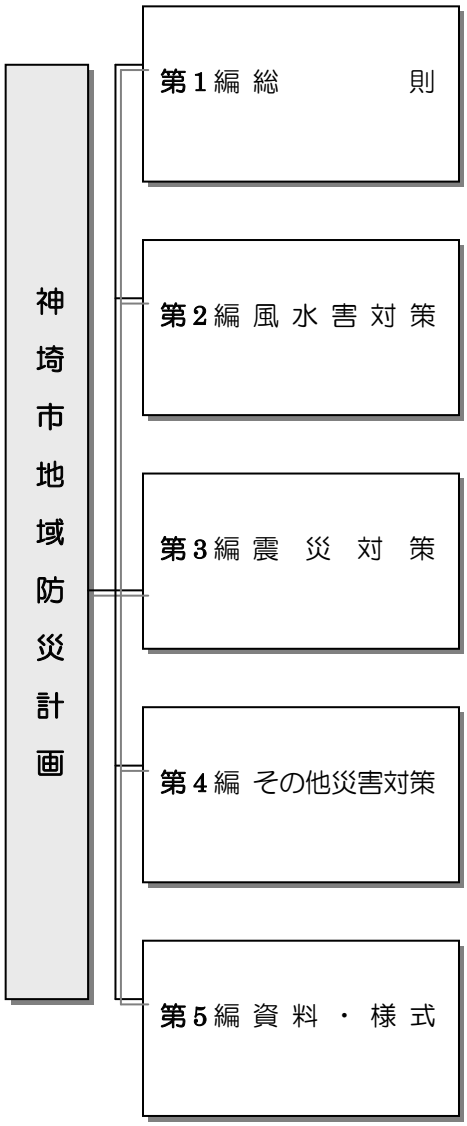

・「災害予防対策計画」

主に、災害を予防する上での計画であり、防災に対する取組等について計画を策定しています。

・「災害応急対策計画」

主に、災害が発生した時の応急活動について計画を策定したものです。
災害応急対策全般について示しています。

・「災害復旧・復興計画」

災害発生後における、市民生活の安定、産業の復興等に関する計画を策定しています。

■ 神埼市地域防災計画の目的と防災関係機関等の役割

『神埼市地域防災計画』の目的と、本市に関係する防災関係機関等の役割を以下に示します。

● 計画の目的（地域防災計画本文抜粋）

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「法」という。）第４２条の規定に基づき、神埼市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市（消防機関を含む）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

● 防災関係機関と役割

◎ 市

市民の生命と財産並びに市土を災害から守るため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。

◎ 市民

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努めます。

◎ 市内事業者

市内事業者は、平常時より、従業員に防災意識の啓発を行うとともに防災対策を図り、災害時には従業員及び来訪者の安全確保に努めます。

◎ 消防本部

消防本部は、関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防御、被害の軽減のための活動を実施します。

◎ 県

県は、大規模な災害が発生した場合など、防災活動内容の統一的な処理を行うとともに、各市町間の連絡調整や自衛隊等への協力要請等を行い防災活動を支援します。

◎ 指定地方行政機関（九州管区警察局、福岡管区気象台等）

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施し、防災活動が円滑に行われるよう指導、助言等を行います。

◎ 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法に基づき災害派遣を行い、防災活動を支援します。

◎ 指定公共機関及び指定地方公共機関（西日本電信電話㈱、九州電力㈱、日本赤十字社、NHK等）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、防災活動が円滑に行われるよう協力します。

◎ 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（区長会、商工会、農協、東部水道企業団等）

神埼市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、日頃から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

防災活動は、多くの人々の協力により成立っています。
『自らの身の安全は自らが守る』という
防災の基本意識を自覚し、
災害・防災知識の向上を図り、
減災や二次災害の防止に努めることも、
防災活動の一環です！

◆ 災 害 予 防 対　策 編

本編は、災害の予防を図る上で、特に市民に関わる主な計画を示します。

■　防災思想・知識の普及

火災等の災害は、一人ひとりが注意を払い行動することにより未然に防止できるものです。また、地震や風水害等についても、災害の知識を得ることにより、被害の未然防止や軽減に結びつきます。このことから、市では地域防災計画についても、市民等に対しての防災思想や知識の普及に伴う計画を策定しています。

● 市民に対する防災思考の普及啓発

① 災害ハザードマップ及び防災マップ等の配布

市民の適切な避難や防災活動に資するため『災害ハザードマップ』及び『防災マップ』等を作成・配布し、平常時の心構えや災害時の行動等について災害・防災に関する知識の醸成を図り、防災思想の向上と知識の普及に努めます。

② 講習会等の開催

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めます。

また、防災機関等と協力して、自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施にあたります。

③ 防災訓練の実施

災害や防災知識の普及に伴い、消火訓練・避難訓練等の防災訓練を行い、実効的な知識の向上を図ります。

■　自主防災組織の取組

災害時においては、地域社会の中でお互いが協力し、被災者の救出・救護、災害時要援護者への援護、避難及び避難所での活動を自主的に行うことが必要と考えられます。

このため、市は、区長、自治会などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を推進し組織の確立に取組みます。

また、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識するとともに、地域の一員として、自主防災体制の整備に努めるよう、事業者に対する意識の醸成に取組みます。

● 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づく組織の整備を推進します。

● 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定し推進します。

◆ 災 害 応 急 対 策 編

本編は、災害が発生した場合又は、発生する恐れがある場合の主な市の活動計画を示します。

■　市の活動体制・組織

市域において、災害が発生した場合、又は、発生する恐れがある場合に、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の配備基準等によりその活動体制を確立します

● 風水害の場合

配備形態	体制名	配　備　基　準
災害情報連絡室	注　意　体　制	気象業務法に基づく注意報が発表され警戒が必要となったとき
災 害 対 策 本 部	警　戒　体　制	気象業務法に基づく災害に関する警報又は水防法及び気象業務法に基づく洪水予報等が発表されたとき
	第１配備体制	局地的な災害が発生し又はおそれのあるとき
	第２配備体制	大規模な災害が発生し又はおそれのあるとき

● 震災の場合

配備形態	体制名	配　備　基　準
―	地震注意体制	市域に震度３の地震が発生し、必要と認めるとき
災害情報連絡室	地震警戒体制	市域に震度４の地震が発生したとき（自動配備）
災 害 対 策 本 部	地震第１配備体制	市域に震度５の地震が発生したとき（自動配備） 比較的軽微な規模の災害が発生したとき 災害の規模が相当に拡大する恐れがあるとき
	地震第２配備体制	市域に震度６以上の地震が発生したとき（自動配備） 大規模な災害が発生し、又はその恐れのあるとき

● 組織の構成

① 災害情報連絡室

「災害対策本部」を設置するには至らない規模の災害であり、それに対応できる体制。

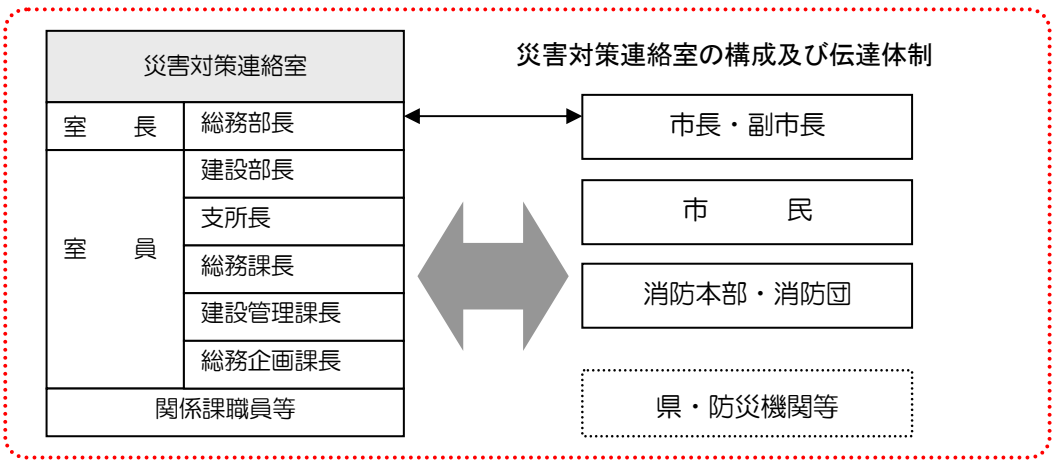

② 災害対策本部

風水害や地震により市内に甚大な被害が発生した場合又は、発生する恐れがある時に、市長が（不在の時は、副市長、総務部長、建設部長の順）災害対策本部設置基準により、その必要性を認めた場合、災害対策本部を神埼市役所本庁に設置します。

災害対策本部の設置基準は、風水害や震災など災害の種別により異なり、地震の場合は、地震規模や被害の規模において「地震第１配備体制」と「地震第２配備体制」の２段階に区別しています。

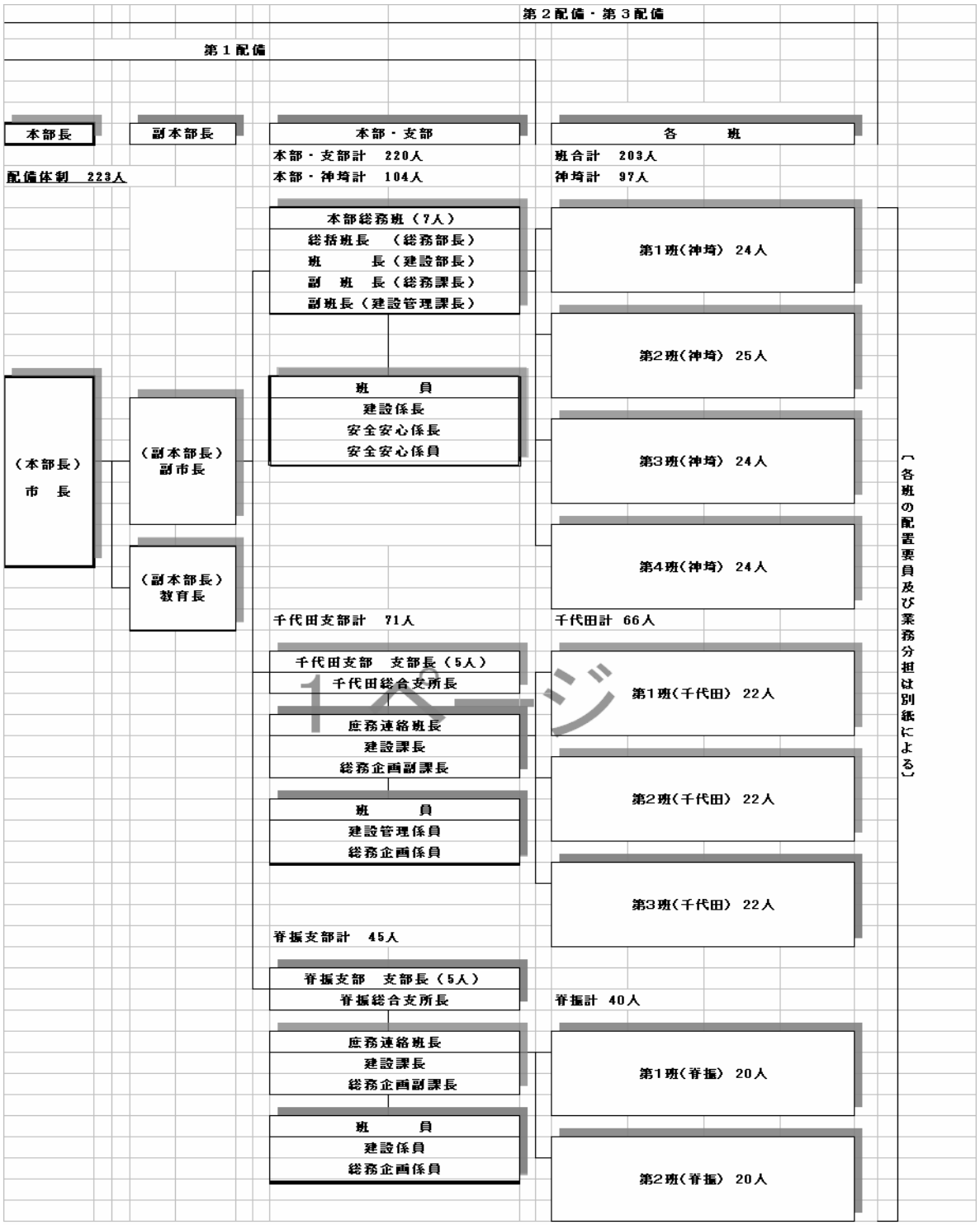

● 体制確立の流れ

① 風水害等の予め災害が予想される場合

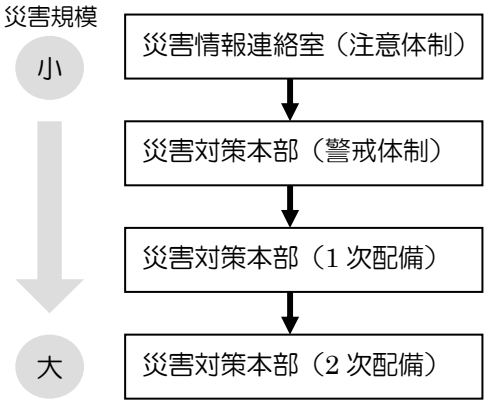

② 地震等の突発的な災害の場合

発生した災害の規模等により、それに対応できる体制を直ちに確立します。

■ 情報の伝達方法

災害時や災害発生の恐れがある場合、市から市民への情報伝達は、以下のとおり実施します。

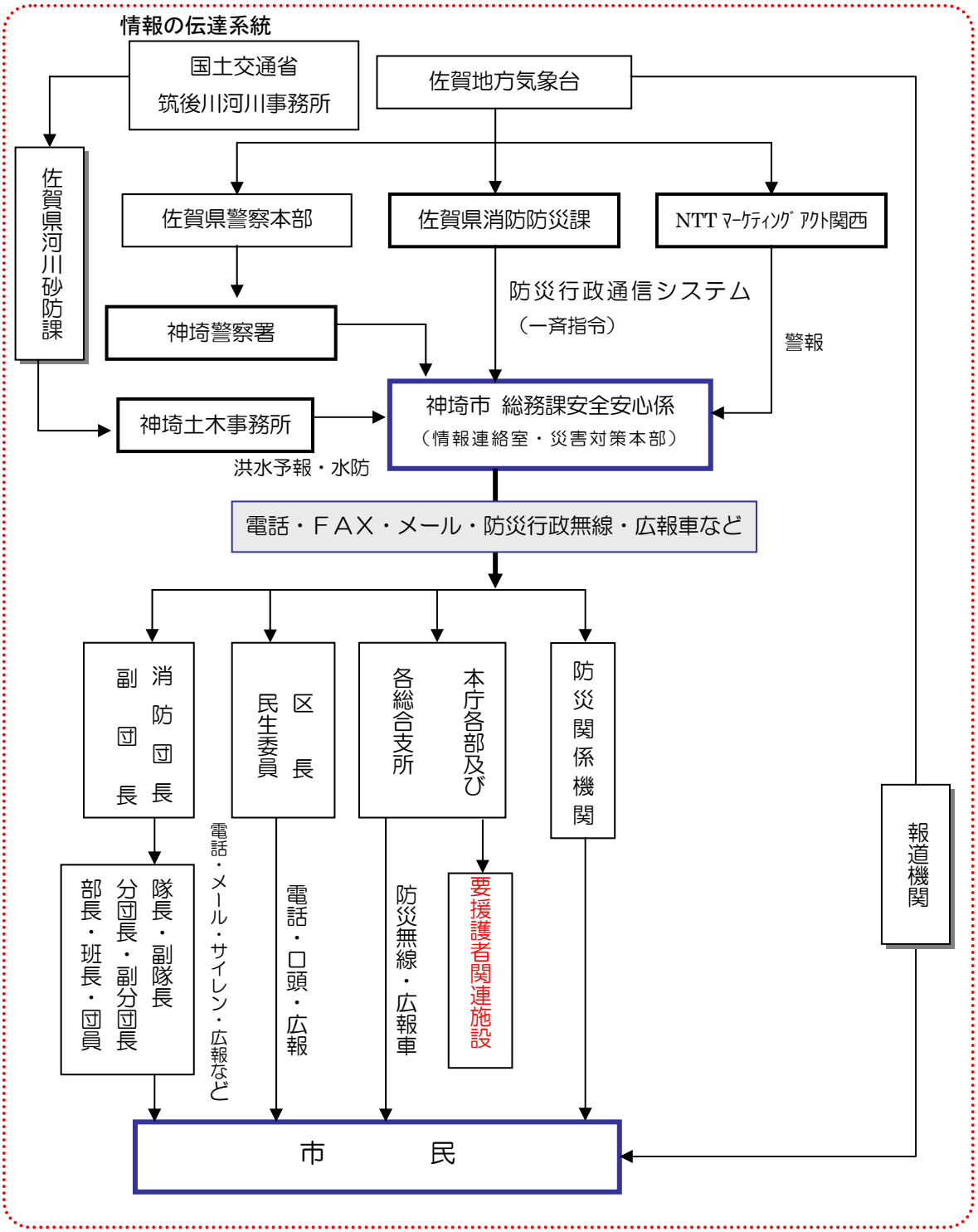

※市からの情報は、『気象情報（警報）・避難情報』等を伝達します。

■ 避難活動の実施方法

避難活動における市の計画を以下に示します。

市では、市民の避難活動は基より、高齢者、体に障害を持たれている方、乳幼児等の『災害時要援護者』に対する援護の強化に取組んでいます。

民生委員、区長をはじめ、地域の方々のご理解と、積極的な支援への取組に協力をお願いします。

● 発令する避難情報の種類等

市では、避難に関する情報を災害の状況等により 3 段階に分けています。

種　類	状　況	市民に求める行動
避難準備情報 （要援護者の避難）	・人的被害の発生する可能性が高まった状態 ※特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。（要援護者の避難）	・要援護者等、避難に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始 （避難誘導員は誘導活動を実施） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避 難 勧 告	・人的被害の発生する可能性が明らかに高くなった状態 ※要援護者の避難確認を終え、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階。	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への行動を開始 （避難誘導員は引続き誘導活動を実施）
避 難 指 示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態 ・人的被害が発生した場合	・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了

● 避難情報の内容

市は避難準備情報・勧告・指示を発令するとき、次の内容を明示して行います。

・避難対象地域
・避難準備（要援護者避難）情報・勧告・指示を発令する理由
・避難先及び避難経路
・避難時の留意事項等

● 避難勧告・指示の発令基準（**地域防災計画抜粋**）

① 避難勧告の基準

◎洪水の場合

河川水位が特別警戒水位を突破又は、突破するおそれがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合。

また、警戒水位の設定がない中小河川や水位観測の無い河川等においては、巡回の強化、市民からの通報体制を確立すること等により状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

◎　高潮の場合

土地の高さが当日の天文満位（潮汐表）における満潮時の潮位よりも低い地域、或いはそれ以上の地域であっても過去の高潮被害において床上浸水以上の記録のある地域において、当該地域の地形条件も踏まえ、堤防等が整備されている地域にあっても、次の状況を全て満たす場合、速やかに避難の措置をとるものとする。

・当該地域が台風の暴風警戒域の予報円内にある場合。
・台風の接近予想時間帯（概ね暴風域圏内に入る時間帯）において、潮位が満潮若しくはその時間帯の前後と重なる場合。
・上記に関らず潮位観測の数値の把握、巡回の強化、市民からの通報体制を確立すること等により、潮位の把握に努め、異常な潮位の上昇が確認された場合には避難の措置を行なうものとする。

◎　豪雨の場合

土砂災害は、24 時間累加雨量が 200 ㎜を超えるような場合、或いは時間雨量が 30 ㎜程度を超える雨が連続する場合、又は長期間に渡って雨が降り続き、地盤が緩んでいる場合などに発生するおそれがあるが、地域の地形、地質の条件により大きく異なることから、必要に応じ警戒、監視、避難の措置を行なうものとする。

また、急傾斜地において次のような兆候が確認された場合には、上記基準に関らず速やかに避難の措置をとるものとする。

・崖等で小石がパラパラ落ちる。
・地面にひび割れができる。
・斜面から濁った水が流れ出る。
・地鳴りがする。
・その他土砂災害の兆候が確認されたとき。

◎　暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害が起こることが予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

◎　土砂災害の場合

土砂災害の発生が予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

②　避難指示の基準

暴風、豪雨、洪水、高潮、土石流、その他災害発生の事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ現実視される場合、又は突然、災害発生の諸現象が現れた時には、直ちに避難の指示等の措置をとるものとする。

以上のとおり、避難勧告、避難指示の発令基準を設定していますが、気象や災害の状況により、市長が、避難の必要性を認めたときは、これ以外にあっても避難勧告や避難指示が発令されます。

◎　避難誘導等

以下に避難誘導を行う場合の計画を示します。

①　避難所の決定、開設

市（災害対策本部）は、自主避難や避難が必要な場合、災害の規模、地域の状況等を鑑み、適切な避難所の開設を決定し、各関係者に連絡を行い避難所を開設します。

②　市民等への伝達

避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令された場合、市民への伝達にあたっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、区長、民生委員・児童委員、消防団、消防本部により避難情報の伝達を行います。

③　避難誘導の方法

避難誘導は、災害という特殊条件のもと行なうことから、以下の点に留意し安全かつ迅速に実施します。

・避難経路（避難場所から指定避難所までの避難方向）等は、平常時から予め定めておき、市民に周知徹底を行うと共に、避難時においては、避難誘導員を主要場所に配備し、安全な避難所への誘導を図ります。
・避難誘導責任者は、予め担当地区の市民の在宅状況等を昼間、夜間別に把握しておき、時間帯によっては災害時要援護者のみ在宅する世帯も把握し、避難誘導にあたっては特に留意するものとします。
・避難責任者は、避難訓練等により担当地区の市民を全員避難させるための必要時間を把握しておきます。
・災害時要援護者の避難計画については、別途、計画を策定し安全かつ迅速な誘導体制の整備に取組みます。

④　避難所の運営、管理

避難所の運営にあたっては、駐在責任者と避難所管理者が中心となり、収容者名簿の作成を行い、収容者の健康、生活環境の保持など安全、衛生管理を図ります。

◎　自主避難に対する措置

自主避難の重要性について、市民に対し広報紙や機会をとらえた講習会等で、その知識の普及を図ります。

また、市民においても、豪雨等により災害が発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとします。

なお、市民が自主的に避難を行う場合には、市は、その求めに応じ指定避難所を開設するなど適切な措置を講じます。

●　避難所の指定について

市が開設する『指定避難所』は次のとおりとします。

◎『指定避難所一覧』

名　　称	住　　所	電話番号	避難地域
※神埼市中央公民館	神埼町鶴 3388 番地 5	0952-53-2325	神埼町全域
神埼中央公園体育館	神埼町鶴 3886 番地	0952-52-3750	〃
神埼町保健センター	神埼町田道ヶ里 2404 番地	0952-51-1234	〃
神埼市Ｂ＆Ｇ海洋センター	神埼町尾崎 4390 番地 2	0952-53-0011	〃
神埼中学校	神埼町鶴 3565 番地	0952-52-3175	〃
神埼小学校	神埼町枝ヶ里 349 番地	0952-52-4175	〃（神埼地区）
西郷小学校	神埼町横武 868 番地	0952-52-3215	〃（西郷地区）
仁比山小学校	神埼町鶴 1634 番地	0952-52-2504	〃（仁比山地区）
※千代田町保健センター	千代田町直鳥 57 番地 1	0952-44-2021	千代田町全域
千代田文化会館 （はんぎーホール）	千代田町直鳥 57 番地 1	0952-44-2051	〃
次郎体育館	千代田町直鳥 166 番地 2	0952-44-2384	〃
千代田中学校	千代田町直鳥 929 番地 1	0952-44-2222	〃
千代田東部小学校	千代田町渡瀬 1964 番地	0952-44-2211	〃（東部地区）
千代田中部小学校	千代田町直鳥 15 番地 1	0952-44-2005	〃（中部地区）
千代田西部小学校	千代田町餘江 1496 番地	0952-44-2338	〃（西部地区）
※神埼市脊振公民館	脊振町広滝 555 番地 1	0952-59-2131	脊振町全域
脊振勤労者体育館	脊振町広滝 592 番地 2	0952-59-2150	〃
脊振 2000 年館	脊振町広滝 593 番地 3	0952-59-2048	〃
脊振山麓習遊館	脊振町服巻 954 番地	0952-59-2319	〃（久保山地区）
鳥羽院山荘	脊振町鹿路 3496 番地 1	0952-59-2448	〃（鳥羽院地区）
倉谷避難所	脊振町広滝 3445 番地 53	0952-59-2046	〃（倉谷地区）
脊振中学校	脊振町広滝 594 番地 1	0952-59-2221	脊振町全域
脊振小学校	脊振町広滝 580 番地	0952-59-2002	〃

※印は、自主避難及び災害時要援護者（高齢者、子ども、障害等）優先の避難所とします。

◎　自治区公民館の扱い

自治区公民館の避難所としての指定（利用）は、各自治区公民館の立地条件、強度、収容人等を鑑みた場合、避難者の安全確保、安全管理が保持できないため、『指定避難所』としての扱いは行いません。

● 災害危険区域における避難対策

災害危険区域（土砂災害危険箇所等）の危険が増大したときは、危険区域ごとに居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きの勧告を行い、特に危険が切迫しているときは、これらの方に対し立ち退きを指示します。

● 小学校、中学校における避難対策等

市は、小、中学校の施設の管理者に対し、災害時の避難対策を十分講じておくように指導を促し、児童生徒の安全確保を図っています。

◎　実施方法（**地域防災計画抜粋**）

・教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
・学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合には速やかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
・児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

◎　実施要領（**地域防災計画抜粋**）

・教育長の避難の指示等は、市長の指示に行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。
・教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
・児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行なうものとする。
・避難が比較的長期にわたると判断されたときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
・災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

◎　避難場所（**地域防災計画抜粋**）

・教育長は、地域防災計画を考慮し、災害種別及び程度に応じた学校毎の避難場所を定めるものとする。
・学校が、地域防災計画に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難して来た場合は、児童生徒をその保護者に引き渡すものとする。

● その他の施設に対する避難対策

病院、医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について避難計画を策定し、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施できるよう指導を促していきます。

● 避難にあたっての市民が留意する事項

避難が円滑に実施され、収容施設による生活の安全を図るため市民に対し、次の事項を平素の講習、訓練等により指導を促します。

・氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行する。
・一人あたり２食程度の食料、２～３リットルの飲料水、タオル、ちり紙、最小限の着替え救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ又は戸別受信機を携行する。
・服装はできるだけ軽装とするが素足を避け、必ず帽子又は頭巾等を着用し、雨合羽等雨具や防寒具を携行する。

■　医療・救護体制の計画

災害により、医療機関が被災し、機能が低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合に、市は、災害拠点病院、県、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等の協力を図り、迅速かつ的確な医療活動を実施できるように計画を策定しています。

●　救護班及び医療班の編成等

災害現地において医療、助産救助を実施するため、次の基準により救護班又は医療班を編成します。

◎　救護班（**地域防災計画書抜粋**）

医師１人、薬剤師・看護師２人、事務職員１人、診療車を有するとき運転手１人をもって編成する。

団体名	構成機関名	所　在　地	電話番号
保　健　所	佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市八丁畷町 1－20	0952-30-1321
医　師　会	神埼市医師会	神埼市神埼町 田道ヶ里 2395-8	090-7478-9696

◎　医療班（**地域防災計画書抜粋**）

医師１人、補助員（看護師を含む。）若干名をもって編成する。

◎　実施の方法（**地域防災計画書抜粋**）

・救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき市長は、市地域防災計画の定めるところにより現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

・医療機関による方法

医療機関（医療施設）において医療を実施することが適当なときは、市長は医療機関又は市長が収容委託した病院（診療所）に移送して行う。

・県からの応援等

市長は、当該地域の機関によって十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県にその旨を連絡するなど他機関の応援を求めて実施する。

◎　救護所の運営（地域防災計画書抜粋）

市は、救護所の運営にあたっては、神埼市医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。

医療救護における要請及び報告系統

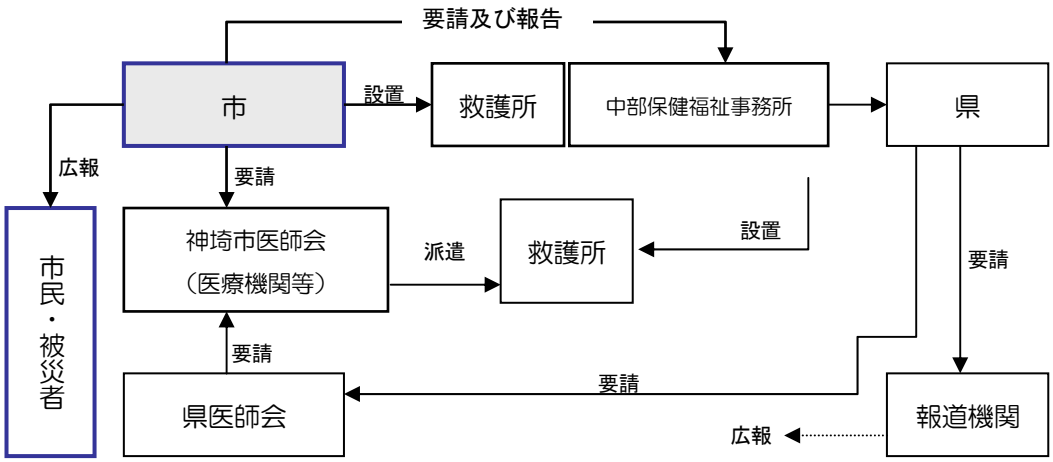

● 医療品、医薬品等の調達

市は、市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況の把握を行い不足する医薬品等については、医薬品等卸売業者に対し医薬品、医療資機材の供給要請を実施するなど安定供給の確保を行います。

● 医療ボランティアの派遣

甚大な災害により、医療ボランティアを必要とする場合は、県に医療ボランティアの派遣要請を行い、斡旋を受けます。

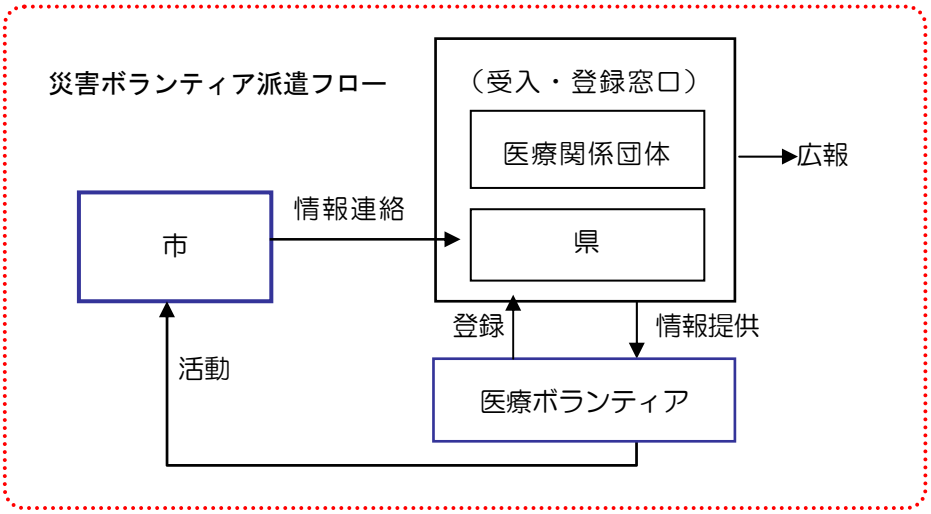

■ 食料、生活必要品等の調達計画

甚大な災害により、避難者等への食料、生活必要品等の供給が必要な場合は、市は以下の計画により、食料及び物品の調達、配給を行います。

● 食料・生活必要品等の調達

食料品、飲料水及び生活必要品の調達については、市商工会及び佐賀県農業協同組合等に依頼を行い、物品の調達を行います。

なお、市内において、物品の調達が行えない場合は、県に対して備蓄品の放出及び調達依頼を要請します。

食料･生活必需品等の調達フロー

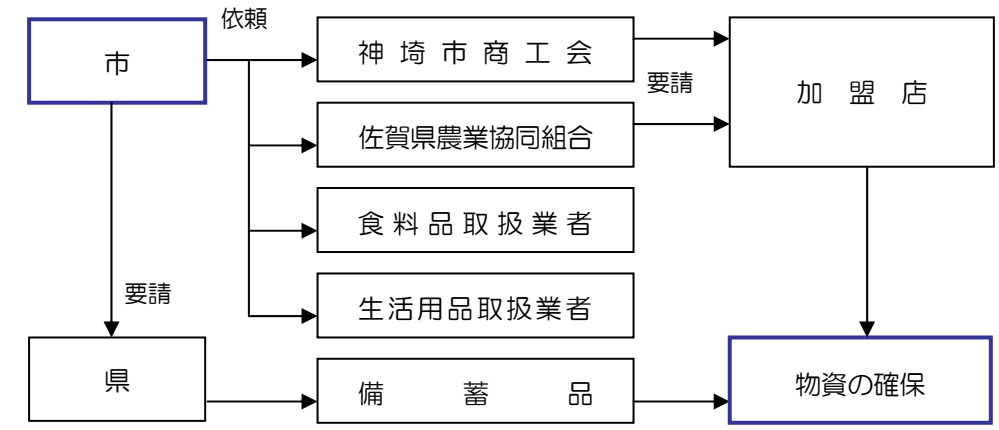

■ 災害時要援護者等に対する援護計画

市では、高齢者、体に障害を持つ方、乳幼児、外国人などの災害時要援護者に対して、災害時における援護体制の強化を図っています。そのため、地域防災計画の中においても災害時要援護者に対する援護計画を策定していきます。

● 災害時要援護者の事前把握

◎ 要援護者

在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した高齢者、障害者、乳幼児等に関る情報の整理等を実施し、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等の事前把握を行います。

◎ 外国人

災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、区長や自主防災組織を通じて、外国人の事前把握を実施します。

Memo

■　他市町等への応援要請に関する計画

甚大な被害が発生し、市内のみでの災害応急活動が困難である場合は、隣接市町、県等に災害応急活動の支援要請を行い、災害応急活動力の維持を図ります。

他市町をはじめ、応援要請を行う機関は概ね以下のとおりです。

◎　災害時相互応援協定締結市町等への応援要請

・隣接する市町との「災害時相互応援協定」締結市町への要請
・「佐賀県常備消防相互応援に関する協定」に基づく応援要請

◎　県への応援要請

・他市町村、県、指定地方行政機関等の職員の派遣要請
・「緊急消防援助隊」、「広域航空消防」等の緊急消防援助隊の出動要請
・自衛隊の派遣要請等

■　ボランティアの活動対策計画

災害時におけるボランティアの円滑な受入れと活動の実施を図るため、災害救援ボランティアセンターを設置する神埼市社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、神埼市社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関に対し情報の提供等を行い、ボランティアの受入れと活動の円滑化を図ります。

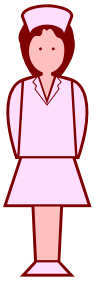

≪災害救援ボランティアセンターの業務（例示）≫

・災害及び被災状況の情報収集
・ボランティアニーズの把握
・ボランティアの受付、登録
・ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
・ボランティアの派遣・撤収の指示
・ボランティア活動の記録
・災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達
・関係機関との連絡調整

■　ライフライン等公益施設の応急復旧計画

電気、ガス、交通、上・下水道施設の災害対策については、それぞれの防災業務計画により実施されますが、ライフラインの早期復旧に向け、関係機関と協力を行い、その機能の確保を図るものとします。

● 応急復旧計画

各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとともに、二次災害の未然防止のための広報活動を行います。

また、災害応急対策上の協力の範囲及び方法については、あらかじめ各機関と協議して定めておくこととします。

● ボランティアの活動体制

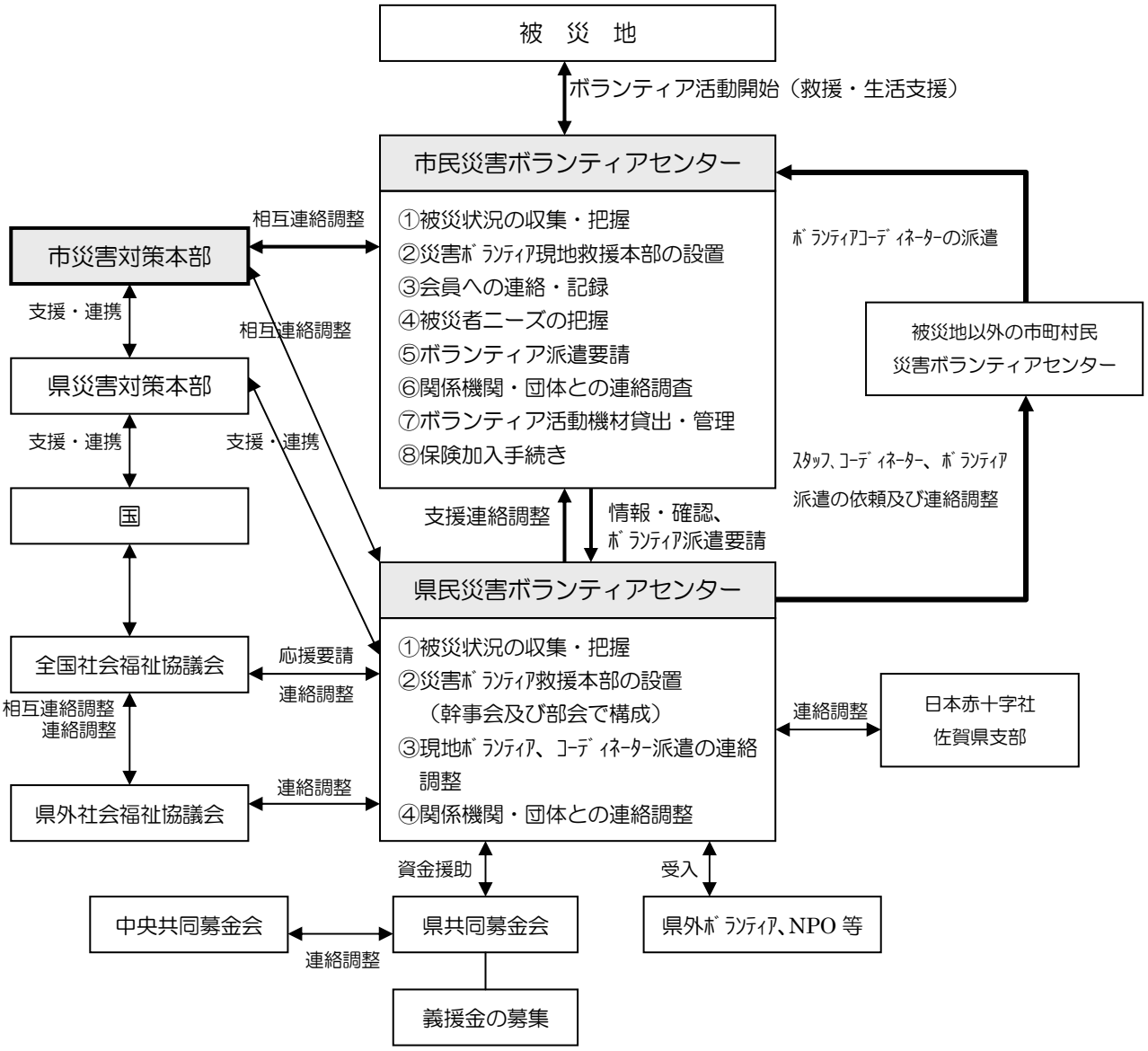

Memo